

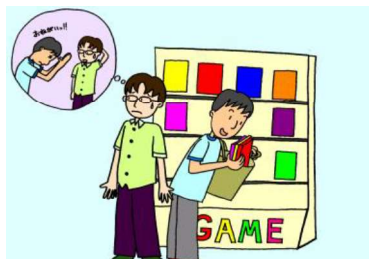


かがちょう

赤い靴通信 No. 8-9

加賀町警察署
生活安全課
スクールサポーター
令和8年8月

これらは犯罪です！



万引きが見つからないように見張りをするのは犯罪です。自分が実際に盗んでいなくても**窃盗罪の共犯**になります。



友達をそそのかして万引きをさせるのは犯罪です。自分が実際に盗んでいなくても**窃盗罪の共犯**になります。



万引きなど盗んだ物をもらった場合は**盗品無償譲受け罪**、買った場合は**盗品有償譲受け罪**という犯罪になります。



道路などにおいてある他人の自転車を自分の物にすれば、**窃盗罪**や**占有離脱物横領罪**という犯罪になります。



友達の教科書やノートに落書きをしたり、捨てたり、使えないように隠したりすれば**器物損壊罪**という犯罪になります。



刃物や鉄の棒など人を傷つける危険な物を持ち歩くことは、**銃砲刀剣類所持等取締法違反**や**軽犯罪法違反**という犯罪になります。



立入が禁止されている場所に無断で入ることは、**建造物侵入罪**や**軽犯罪法違反**という犯罪になります。



人の胸や股間を触ると**暴行罪**や**神奈川県迷惑行為防止条例違反**になります。



うその110番や119番をすると**軽犯罪法の虚偽申告**という犯罪になります。

- ◎ やって良いことか悪いことを考え、いつも正しい行動をとりましょう。
- ◎ ほしくてもがまんする強い心を持ちましょう。
- ◎ 悪いことはしない、悪いことに流されない強い心を持ちましょう。

各種相談、照会、ご意見ご要望は、**加賀町警察署** 045(641)0110
緊急性のある事件事故は、**110番通報** をご利用下さい。